

# 令和3年度水質検査計画

大淀町上下水道部

## 目 次

1. はじめに	2
2. 水道事業の概要	2
1) 事業概要	
2) 取水・浄水・配水施設概要	
3) 令和元年度末実績数値	
3. 水質検査箇所（採水地点）について	4
4. 水質検査概要	4
1) 水質の状況	
2) 令和3年度の定期水質検査について	
3) 定期水質検査委託機関	
5. 水質検査計画及び検査結果の公表	7
6. 水質検査の精度と信頼性の保証	7
7. 関係機関との連携	8

## 1. はじめに

大淀町では、水源である紀ノ川水系紀ノ川から原水を取水し、桜ヶ丘浄水場で処理した水道水を送・配水施設を經由し、町内全域に供給しております。

水道水の水質管理については、水道法に基づく定期水質検査を実施し、水質の安全性を確認しております。

水質基準に関する省令（平成16年4月1日施行）が改正され、これまで定期項目・定期頻度で実施してきました水質検査が各水道事業体の地域性、水質状況を考慮し、一部検査頻度の低減ができる等柔軟に行うことが可能となりました。

大淀町上下水道部では過去の水質検査結果の見直しを行い、これに基づき令和3年度の水質検査計画を策定しましたので公表いたします。また、今後においても水質の状況変化に応じ適正な水質検査の実施、公表を行い、より一層信頼のおける水道水が供給できるよう努めてまいります。

## 2. 水道事業の概要

大淀町上下水道部の事業概要については、下記のとおりです。

### 1) 事業概要

給水開始年度	昭和35年4月より
水道事業主体名	大淀町水道事業
計画給水人口	18,700人
計画1日最大給水量	10,322 m <sup>3</sup> /日
計画1日最大取水量	9,959 m <sup>3</sup> /日
上水道普及率	100%

### 2) 取水・浄水・配水施設概要

#### ①取水施設概要

水源名	紀ノ川水系紀ノ川
原水種類	表流水
取水方法	深井戸ポンプ4台（内1台予備）により取水

#### ②浄水施設概要

浄水施設名	桜ヶ丘浄水場
所在地	大淀町下淵961
浄水処理能力	16,200 m <sup>3</sup> /日
処理方法	前・中・後塩素処理 (使用消毒剤 次亜塩素酸ナトリウム) 薬品凝集沈殿処理

(使用凝集剤 ポリ塩化アルミニウム)  
急速ろ過処理  
カビ臭対策に伴う粉末活性炭処理

### ③配水施設概要

#### ・低地区配水系統（浄水場の配水池）

配水方法 桜ヶ丘浄水場内の配水池から自然流下により配水  
配水地区 岡崎、新町1丁目：2丁目一部：3丁目、西町1丁目  
一部：2丁目：3丁目：5丁目、佐名伝

#### ・平畑第一配水系統（平畑第一配水場内平畑第一配水池）

配水方法 イ)平畑第一配水池から自然流下により配水  
ロ)平畑第一配水池から配水・加圧施設を經由して配水

イ)の配水地区 学園前、北町1丁目：2丁目：3丁目一部、新町2丁目  
一部、西町1丁目一部：4丁目、口桧垣本、上桧垣本、  
土田、口越部、新野

ロ)の配水地区 口越部一部、北六田一部、増口一部、北野台一部

#### ・平畑第二配水系統（平畑第二配水場内平畑第二配水池）

配水方法 平畑第二配水池から自然流下により配水  
配水地区 北町3丁目一部、車坂、西町6丁目

#### ・平畑第三配水系統（平畑第二配水場内平畑第三配水池）

配水方法 イ)平畑第三配水池から自然流下により配水  
ロ)平畑第三配水池から配水・加圧施設を經由して配水

イ)の配水地区 吉野平、金吾町、畑屋、南大和、馬佐

ロ)の配水地区 芦原、田口、北野台一部、北六田一部、  
下比曾、上比曾、中増、西増、増口一部

#### ・西部配水系統（平畑第二配水場内平畑受水槽）

配水方法 平畑受水槽から配水・加圧施設を經由して配水  
配水地区 香梨台、薬水、佐名伝一部、花吉野ガーデンヒルズ、  
今木、大岩、高見台、美吉野台、岩壺、鉾立、持尾  
矢走

### 3) 令和元年度末実績数値

給水人口	17,333人	(前年度比	276人減)
年間給水量	2,954,503 $m^3$	(前年度比	115,072 $m^3$ 減)
1日平均給水量	8,095 $m^3$ /日	(前年度比	313 $m^3$ 減)
1日最大給水量	8,923 $m^3$ /日	(前年度比	807 $m^3$ 増)

### 3. 水質検査箇所(採水地点)について

検査箇所について、水道法施行規則第15条第1項第2号では「給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮し当該水道にて供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定すること。ただし、一定の項目については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合において、浄水施設の出口、送水施設及び配水施設のいずれかにおいて採取することができる」と規定されています。

これを踏まえ、平成23年度まで8年間各配水系統5系統の管末給水栓水質検査を実施してきた結果、全配水系統で概ね同一値で良好な値を得ることができました。この結果を踏まえ、平成24年度より「桜ヶ丘浄水場系統管末給水栓」として、検査箇所の合理化を図り、結果においても過去5年間は良好な値を得ています。従って令和3年度におきましても引続き別表1のとおり桜ヶ丘浄水場各管末給水栓の水質検査を適時実施し、安全且つ安定的な水質を維持してまいります。

#### ※添付資料 別表1 令和3年度水質検査採水地点一覧

### 4. 水質検査概要

#### 1) 水質の状況

##### ①原水

水源である吉野川の水質状況については、平成17年12月末より不定期に臭気(カビ臭)物質が発生したため、平成18年2月以降概ね週1回の頻度で原水及び浄水のカビ臭項目検査を実施しました。その結果、1年を通じ原水からカビ臭の原因となる2-メチルイソボルネオール(2-MIB)が計測されました。この結果を踏まえ、令和3年度においても引続き週1回の頻度で原水のカビ臭項目検査を実施し、カビ臭の監視を行います。

農薬については、上流部にゴルフ場があるため、農薬の種類、頻度、使用時期を考慮し、年1回の検査を実施しており、過去10年間の結果については、いずれの項目も目標値未満です。

※添付資料	別表 2	原水水質検査結果
	別表 3	ゴルフ場農薬水質検査結果
	別表 4	令和 2 年カビ臭（2-MIB）の動向

## ②浄水

平成 17 年 12 月末より浄水においても不定期に臭気（カビ臭）物質が検出されたため、平成 18 年から対策として原水と同様カビ臭項目検査の検査頻度を高めました。また、カビ臭発生直後より臨時の活性炭注入設備を設け対処してきましたが、平成 20 年 7 月よりカビ臭濃度が一定値上昇しても対処可能である活性炭注入設備を新たに設置し、カビ臭除去に一層の強化を図っております。

※添付資料 別表 5 桜ヶ丘浄水場系統管末給水栓定期水質検査結果

## 2) 令和 3 年度の定期水質検査について

### ①原水

#### ・全項目

水質基準項目 51 項目の内、消毒副生成物等 12 項目を除く 39 項目の水質検査を年 1 回実施いたします。

#### ・農薬検査

農薬検査については、ゴルフ場使用農薬項目を実施いたします。

#### ・臭気（カビ臭）対策検査

カビ臭対策として、概ね週 1 回のカビ臭検査を実施します。検査項目については、臭気（カビ臭）物質（2-メチルイソボルネオール）検査を実施します。なお、降雨による水源水量の増水等により、臭気（カビ臭）物質が減少する傾向が顕著に見受けられる場合は、状況に応じ検査頻度を緩和します。

### ②浄水

#### ・毎日検査（3 項目）

濁り、色、残留塩素については、浄水場内にて目視確認及び連続監視用水質計器にて監視を行います。

・毎月検査（9項目）

水質基準項目51項目中、水道法施行規則第15条第1項第1号及び第3号に基づき、月1回以上検査が必要である項目（9項目）については、別添資料1のとおり桜ヶ丘浄水場低地区系統管末給水栓にて採水し、県内37市町村（当時）が平成11年に共同設立した奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）での委託検査を行います。

・省略不可項目（21項目）

水質基準項目51項目中、水道法施行規則第15条第1項第1号及び第3号に基づき、年4回以上の検査が必要である項目（22項目）については、組合にて委託検査を実施します。

なお、採水箇所については、別表1のとおりです。

・臭気（カビ臭）物質（2項目）

水質基準項目51項目中、水道法施行規則第15条第1項第1号及び第3号に基づき、臭気物質（2項目 ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）については、これらの物質が発生する夏季に月1回（6月から9月間）の検査を組合にて実施します。

なお、採水箇所については、別表1のとおりです。

・指定項目検査（3項目）

省略可能項目28項目中、過去3ヵ年の検査結果を見直した結果、硬度、蒸発残留物、アルミニウムが省略可能基準を超過するため、別表7のとおり検査を実施いたします。

※添付資料 別表6 水質基準項目

別表7 令和3年度定期水質検査計画表

③その他検査

水道法で定められている定期水質検査以外に下記の検査を実施します。

- ・水質管理目標設定項目検査(年1回 浄水)
- ・病原微生物検査(クリプトスポリジウム対策 年1回 原水)
- ・クリプトスポリジウム検査 (年1回 原水)

④臨時の水質検査

臨時の水質検査は以下の場合実施いたします。なお、検査項目については、現場状況等から判断し、的確な検査を実施し速やかに結果を公表いたします。

- イ) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ロ) 水源に異常があったとき。
- ハ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が著しく流行しているとき。
- 二) 浄水過程に異常があったとき。
- ホ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- へ) その他、特に必要があると認められるとき。

### 3) 定期水質検査委託機関

奈良県御所市大字戸毛367の2  
奈良広域水質検査センター組合

## 5. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、当該年度前に公表を行います。また、全ての水質検査において検査結果を速やかに公表いたします。

なお、検査結果の公表は下記方法により行います。

### ・大淀町上下水道部事務所にて閲覧

住所 大淀町下湊961

電話番号 0747-52-0137 (TEL)

0747-52-0138 (FAX)

### ・大淀町上下水道部ホームページにて公開

アドレス <http://www.town.oyodo.lg.jp/>

水質検査計画書または水質検査結果について意見、不明な点がありましたらご連絡よろしく願いいたします。皆様の意見を反映させ、よりよい水質検査計画書を作成できるよう努めてまいります。

## 6. 水質検査の精度と信頼性の保証

浄水処理過程において、水質監視における水質計器の精度確保は重要であることから、定期的に点検調整・整備を行い機器の安定確保に努めています。

また、定期水質検査については、組合に委託を行っており、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

## 7. 関係機関との連携

万一水源水域及び上水道に水質異常（事故）が発生した場合、県や近隣事業体と連携して、水道水の安全性確保に努めます。



別表1

## 令和3年度水質検査採水地点一覧

水質検査内容	水の種類	配水系統(対象地域)	採水場所	所在地	備考
毎月検査	原水		取水口	桧垣本	
	浄水	浄水場(低地区系統)	浄水場(佐名伝公民館)	下淵(佐名伝375)	浄水場自然流下
省略不可項目検査	浄水	平畑第一系統	北野グランド	北野48-50	平畑第一配水池
	浄水	平畑第二系統	車坂公民館	下淵626-2	平畑第二配水池
	浄水	平畑第三系統	西増老人憩いの家	西増320	平畑第三配水池
	浄水	西部系統	大岩公民館	大岩589	西部配水池
全項目	原水		取水口	桧垣本	
指定項目検査	浄水	平畑第一系統	北野グランド	北野48-50	平畑第一配水池
	浄水	平畑第二系統	車坂公民館	下淵626-2	平畑第二配水池
	浄水	平畑第三系統	西増老人憩いの家	西増320	平畑第三配水池
	浄水	西部系統	大岩公民館	大岩589	西部配水池
農薬	原水		取水口	桧垣本	実施時期:8月
カビ臭対策検査	原水		取水口	桧垣本	※1実施時期:毎週
	浄水		桜ヶ丘浄水場内給水栓	下淵961	※1実施時期:毎週
クリプトスポリジウム対策検査	原水	クリプト実態検査	取水口	桧垣本	実施時期:6月
	原水	指標菌検査	取水口	桧垣本	実施時期:10月
水質管理目標設定項目	浄水	低地区系統	佐名伝公民館	佐名伝375	実施時期:10月

※1 降雨に伴う河川水位上昇等によるかび臭減少時を除く毎週

別表2

## 原水水質検査結果

採水場所 桧垣本 取水口

水質基準項目	検査頻度	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 一般細菌	月1回	個/ml	≥300	≥300	≥300	≥300	≥300
2 大腸菌	月1回		検出する	検出する	検出する	検出する	検出する
3 カドミウム及びその化合物	年1回	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4 水銀及びその化合物	年1回	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5 セレン及びその化合物	年1回	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6 鉛及びその化合物	年1回	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7 ヒ素及びその化合物	年1回	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8 六価クロム化合物	年1回	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9 亜硝酸態窒素	年1回	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	年1回	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	mg/l	0.33	0.39	0.32	0.27	0.28
12 フッ素及びその化合物	年1回	mg/l	0.08	0.06	0.05	0.06	<0.05
13 ホウ素及びその化合物	年1回	mg/l	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
14 四塩化炭素	年1回	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15 1,4-ジオキサン	年1回	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
17 ジクロロメタン	年1回	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18 テトラクロロエチレン	年1回	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19 トリクロロエチレン	年1回	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20 ベンゼン	年1回	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21 塩素酸	-	mg/l	-	-	-	-	-
22 クロロ酢酸	-	mg/l	-	-	-	-	-
23 クロロホルム	-	mg/l	-	-	-	-	-
24 ジクロロ酢酸	-	mg/l	-	-	-	-	-
25 ジプロモクロロメタン	-	mg/l	-	-	-	-	-
26 臭素酸	-	mg/l	-	-	-	-	-
27 総トリハロメタン	-	mg/l	-	-	-	-	-
28 トリクロロ酢酸	-	mg/l	-	-	-	-	-
29 プロモジクロロメタン	-	mg/l	-	-	-	-	-
30 プロモホルム	-	mg/l	-	-	-	-	-
31 ホルムアルデヒド	-	mg/l	-	-	-	-	-
32 亜鉛及びその化合物	年1回	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
33 アルミニウム及びその化合物	年1回	mg/l	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
34 鉄及びその化合物	年1回	mg/l	0.018	0.027	0.023	0.013	0.011
35 銅及びその化合物	年1回	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
36 ナトリウム及びその化合物	年1回	mg/l	3.5	4.0	3.8	4.2	3.9
37 マンガン及びその化合物	年1回	mg/l	0.003	0.004	0.003	0.005	0.002
38 塩化物イオン	月1回	mg/l	4.2	4.4	5.3	3.1	3.4
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回	mg/l	33	36	32	38	36
40 蒸発残留物	年1回	mg/l	60	72	67	70	60
41 陰イオン界面活性剤	年1回	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42 ジェオスミン	年1回	mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43 2-メチルイソボルネオール	週1回	mg/l	0.000005	0.000005	0.00001	0.00001	0.00001
44 非イオン界面活性剤	年1回	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45 フェノール類	年1回	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	月1回	mg/l	0.8	1.5	1.5	1.1	3
47 PH値	月1回	-	7.9	8	8	7.9	7.9
48 味	月1回	-	-	-	-	-	-
49 臭気	月1回	-	異常回数12回	異常回数9回	異常回数11回	異常回数12回	異常回数12回
50 色度	月1回	度	7.4	9.3	15.4	5.6	26.5
51 濁度	月1回	度	6.8	12.5	26.1	5.4	55.6

※検査頻度については、平成16年度4月1日水質基準項目改正後の回数を記しています  
 ※各年度に記している数値は、最大値を記しています。

別表3

## ゴルフ場農薬水質検査結果

採水場所 桧垣本 取水口

検査項目	用途	検査頻度	目標値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	年1回	0.030mg/l	0.000300未満	0.000300未満	0.000300未満	0.000300未満	0.000300未満
2 クロルピリホス	殺虫剤		0.003mg/l					
3 トリクロルホン(DEP)	殺虫剤		0.030mg/l					
4 ピリダフェンチオン	殺虫剤		0.002mg/l					
5 アセフェート	殺虫剤		0.080mg/l					
6 クロロタロニル(TPN)	殺菌剤		0.050mg/l					
7 エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤		0.004mg/l					
8 オキシ銅(有機銅)	殺菌剤		0.030mg/l	0.000400未満	0.000400未満	0.000400未満	0.000400未満	0.000400未満
9 キャブタン	殺菌剤		0.300mg/l					
10 クロロネブ	殺菌剤		0.050mg/l					
11 トルクロホスメチル	殺菌剤		0.200mg/l					
12 フルトラニル	殺菌剤		0.200mg/l					
13 ペンシクロン	殺菌剤		0.100mg/l	0.001000未満	0.001000未満	0.001000未満	0.001000未満	0.001000未満
14 メプロニル	殺菌剤		0.100mg/l					
15 メタラキシル	殺菌剤		0.060mg/l			0.000600未満	0.002000未満	0.002000未満
16 アシュラム	除草剤		0.200mg/l	0.009000未満	0.009000未満	0.009000未満	0.009000未満	0.009000未満
17 テルブカルブ(MBPM C)	除草剤		0.020mg/l					
18 ナプロバミド	除草剤		0.030mg/l					
19 ブタミホス	除草剤		0.010mg/l					
20 オキサジクロメホン	除草剤		0.020mg/l					
21 ペンディメタリン	除草剤		0.300mg/l					
22 ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤		0.010mg/l					
23 メコプロップ(MCPP)	除草剤		0.050mg/l					
24 メチルダイムロン	除草剤		0.030mg/l					
25 ジチオピル	除草剤		0.009mg/l					
26 ピリブチカルブ	除草剤		0.020mg/l					
27 ダイアジノン	殺虫剤		0.003mg/l	0.000030未満	0.000030未満	0.000030未満	0.000030未満	0.000030未満
28 フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤		0.010mg/l	0.000100未満	0.000100未満	0.000100未満	0.000100未満	0.000100未満
29 プロピザミド	除草剤		0.050mg/l					
30 アゾキシストロピン	殺菌剤		0.500mg/l					
31 ハロスルフロンメチル	除草剤		0.300mg/l					
32 シデュロン	除草剤		0.300mg/l					
33 プロピコナゾール	殺菌剤		0.050mg/l					
34 カフェンストール	除草剤		0.008mg/l					
35 チオファネートメチル	殺菌剤		0.300mg/l					
36 チオジカルブ	殺虫剤		0.080mg/l	0.000800未満	0.000800未満	0.000800未満	0.000800未満	0.000800未満
37 トリクロピル	除草剤		0.006mg/l					
38 キノクラミン(ACN)	除草剤		0.005mg/l	0.000050未満	0.000050未満	0.000050未満	0.000050未満	0.000050未満
39 イソキサチオン	除草剤		0.005mg/l	0.000080未満	0.000080未満	0.000050未満	0.000050未満	0.000050未満

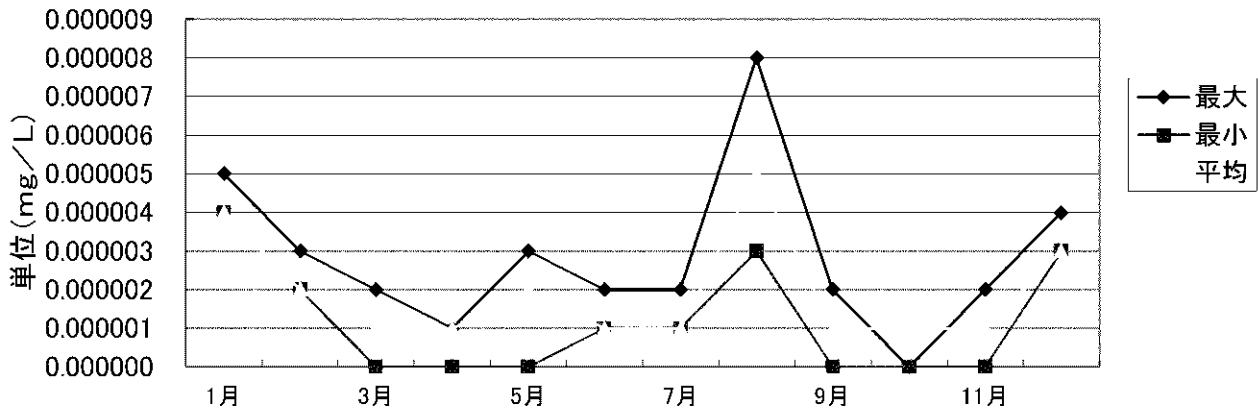
別表4

令和2年 カビ臭(2-MIB)の動向

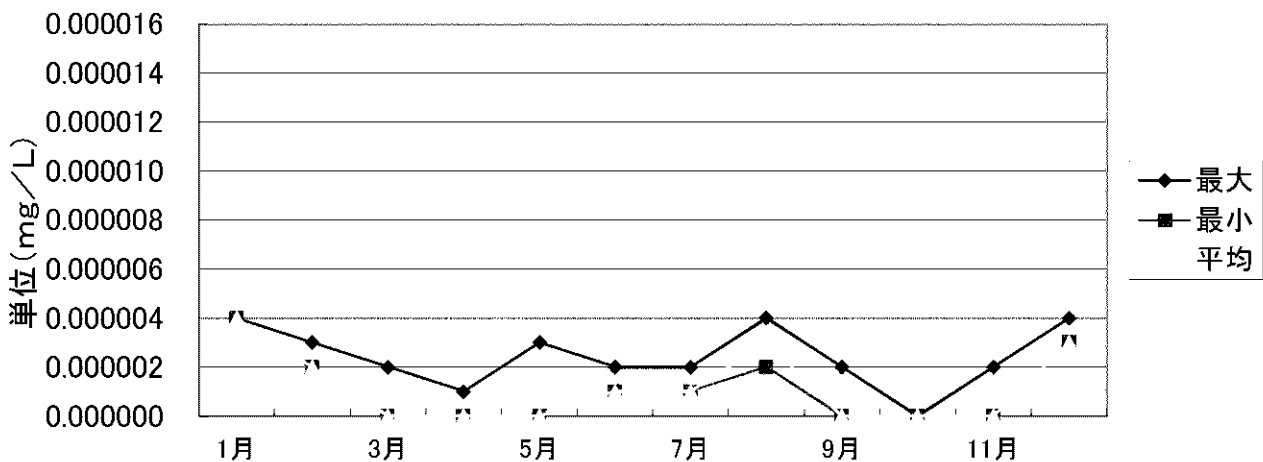
単位(mg/L)

	原水			浄水			浄水最大値と水質基準値の比較 基準値(0.00001mg/L)
	最大	最小	平均	最大	最小	平均	
1月	0.000005	0.000004	0.000004	0.000004	0.000004	0.000004	基準値の40%
2月	0.000003	0.000002	0.000002	0.000003	0.000002	0.000002	基準値の30%
3月	0.000002	<0.000001	0.000001	0.000002	<0.000001	<0.000001	基準値の20%
4月	0.000001	<0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	基準値の10%
5月	0.000003	<0.000001	0.000002	0.000003	<0.000001	<0.000002	基準値の30%
6月	0.000002	0.000001	0.000001	0.000002	0.000001	0.000001	基準値の20%
7月	0.000002	0.000001	0.000001	0.000002	0.000001	0.000001	基準値の20%
8月	0.000008	0.000003	0.000005	0.000004	0.000002	0.000003	基準値の40%
9月	0.000002	<0.000001	0.000001	0.000002	<0.000001	<0.000001	基準値の20%
10月	<0.000001	<0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	基準値の10%未満
11月	0.000002	<0.000001	0.000001	0.000002	<0.000001	<0.000001	基準値の20%
12月	0.000004	0.000003	0.000003	0.000004	0.000003	0.000003	基準値の40%

令和2年 カビ臭(2-MIB)の動向(原水)



令和2年 カビ臭(2-MIB)の動向(浄水)



別表5

## 桜ヶ丘浄水場系統管末給水栓定期水質検査結果

水質検査項目	基本検査頻度	基準値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去3年間の最大値	基準値との比較			検査頻度
									1/5以上	1/5以下	1/10以下	
1 一般細菌	月1回	100個/ml以下	0	0	0	0	0	0				月1回
2 大腸菌	月1回	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない				月1回
3 カドミウム及びその化合物	※年4回	0.003mg/l以下	未実施	0.0003未満	未実施	未実施	0.0003未満	0.0003未満			○	3年1回
4 水銀及びその化合物	※年4回	0.0005mg/l以下	未実施	0.00005未満	未実施	未実施	0.00005未満	0.00005未満			○	3年1回
5 セレン及びその化合物	※年4回	0.01mg/l以下	未実施	0.001未満	未実施	未実施	0.001未満	0.001未満			○	3年1回
6 鉛及びその化合物	※年4回	0.01mg/l以下	未実施	0.001未満	未実施	未実施	0.001未満	0.001未満			○	3年1回
7 ヒ素及びその化合物	※年4回	0.01mg/l以下	未実施	0.001未満	未実施	未実施	0.001未満	0.001未満			○	3年1回
8 六価クロム化合物	※年4回	0.05mg/l以下	未実施	0.005未満	未実施	未実施	0.005未満	0.005未満			○	3年1回
9 亜硝酸態窒素	年4回	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	未実施	未実施	0.004未満	0.004未満			○	3年1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	年4回	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満				年4回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	※年4回	10mg/l以下	未実施	0.27	未実施	未実施	0.26	0.26			○	3年1回
12 フッ素及びその化合物	※年4回	0.8mg/l以下	未実施	0.06	未実施	未実施	0.05	0.05未満			○	3年1回
13 ホウ素及びその化合物	※年4回	1.0mg/l以下	未実施	0.01	未実施	未実施	0.01	0.01			○	3年1回
14 四塩化炭素	※年4回	0.002mg/l以下	未実施	0.0002未満	未実施	未実施	0.0002未満	0.0002未満			○	3年1回
15 1,4-ジオキサン	※年4回	0.05mg/l以下	未実施	0.005未満	未実施	未実施	0.005未満	0.005未満			○	3年1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	※年4回	0.04mg/l以下	未実施	0.002未満	未実施	未実施	0.002未満	0.002未満			○	3年1回
17 ジクロロメタン	※年4回	0.02mg/l以下	未実施	0.001未満	未実施	未実施	0.001未満	0.001未満			○	3年1回
18 テトラクロロエチレン	※年4回	0.01mg/l以下	未実施	0.001未満	未実施	未実施	0.001未満	0.001未満			○	3年1回
19 トリクロロエチレン	※年4回	0.01mg/l以下	未実施	0.001未満	未実施	未実施	0.001未満	0.001未満			○	3年1回
20 ベンゼン	※年4回	0.01mg/l以下	未実施	0.001未満	未実施	未実施	0.001未満	0.001未満			○	3年1回
21 塩素酸	年4回	0.6mg/l以下	0.1	0.06未満	0.11	0.08	0.09	0.11				年4回
22 クロロ酢酸	年4回	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満				年4回
23 クロロホルム	年4回	0.06mg/l以下	0.009	0.006	0.013	0.011	0.014	0.014				年4回
24 ジクロロ酢酸	年4回	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	0.004	0.003未満	0.003未満	0.004				年4回
25 ジブromokロロメタン	年4回	0.1mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001	0.002	0.003	0.003				年4回
26 臭素酸	年4回	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満				年4回
27 総トリハロメタン	年4回	0.1mg/l以下	0.013	0.009	0.016	0.016	0.021	0.021				年4回
28 トリクロロ酢酸	年4回	0.03mg/l以下	0.004	0.003未満	0.006	0.004	0.004	0.006				年4回
29 ブロモジクロロメタン	年4回	0.03mg/l以下	0.004	0.003	0.003	0.004	0.005	0.005				年4回
30 ブロモホルム	年4回	0.09mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満				年4回

31	ホルムアルデヒド	年4回	0.08mg/l 以下	0.001	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満				年4回
32	亜鉛及びその化合物	※年4回	1.0mg/l 以下	未実施	0.005 未満	未実施	未実施	未実施	0.005 未満			○	3年1回
33	アルミニウム及びその化合物	※年4回	0.2mg/l 以下	0.04	0.03	0.07	0.09	0.1	0.1	○			年4回
34	鉄及びその化合物	※年4回	0.3mg/l 以下	未実施	0.005 未満	未実施	未実施	未実施	0.005 未満			○	3年1回
35	銅及びその化合物	※年4回	1.0mg/l 以下	未実施	0.005 未満	未実施	未実施	未実施	0.005 未満			○	3年1回
36	ナトリウム及びその化合物	※年4回	200mg/l 以下	未実施	4.1	未実施	未実施	未実施	5			○	3年1回
37	マンガン及びその化合物	※年4回	0.05mg/l 以下	未実施	0.001 未満	未実施	未実施	未実施	0.001 未満			○	3年1回
38	塩化物イオン	月1回	200mg/l 以下	6.8	7.7	8.7	6.6	8.7	8.7				月1回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬)	※年4回	300mg/l 以下	43	33	43	39	37	43		○		年1回
40	蒸発残留物	※年4回	500mg/l 以下	80	62	76	61	68	76		○		年1回
41	陰イオン界面活性剤	※年4回	0.02mg/l 以下	未実施	0.02 未満	未実施	未実施	未実施	0.02 未満			○	3年1回
42	ジェオスミン	藻類発生時期に月1回以上	0.00001mg/l 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満				藻類発生時期に月1回以上
43	2-メチルイソボルネオール	藻類発生時期に月1回以上	0.00001mg/l 以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000007 未満	0.000006 未満	0.000007 未満	0.000007 未満				藻類発生時期に月1回以上
44	非イオン界面活性剤	※年4回	0.02mg/l 以下	未実施	0.005 未満	未実施	未実施	未実施	0.005 未満			○	3年1回
45	フェノール類	※年4回	0.005mg/l 以下	未実施	0.0005 未満	未実施	未実施	未実施	0.0005 未満			○	3年1回
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	月1回	3mg/l 以下	0.5	0.4	0.8	0.6	0.6	0.8				月1回
47	pH値	月1回	5.8以上8.6以下	7.7	7.8	8	8	8.2	8.2				月1回
48	味	月1回	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				月1回
49	臭気	月1回	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				月1回
50	色度	月1回	5度以下 以下	1 未満	1 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満				月1回
51	濁度	月1回	2度以下 以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満				月1回
	残留塩素	月1回	0.1mg/l 以上	0.7	0.5	0.5	0.7	0.7	0.7				

検査頻度については、平成16年度4月1日水質基準項目改正後の回数を記しています。

各年度に記している数値は、最大値を記しています。

※ ①過去3年間における検査結果がいずれも基準の1/5以下の場合であって、原水等の変動による汚染のおそれのないときは年1回以上に検査頻度を下げることができる。

②過去3年間における検査結果がいずれも基準の1/10以下の場合であって、原水等の変動による汚染のおそれのないときは3年1回以上に検査頻度を下げることができる。

は省略不可項目

別表6

水質基準項目

○定期水質検査項目

令和3年3月時点

区分	新規項目	省略不可項目	省略不可項目外	検査頻度	水質検査項目	基準値	
病原性微生物		○		月1回	1 一般細菌	100個/ml	
		○		月1回	2 大腸菌	不検出	
金属類			○	※年4回	3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること	
			○	※年4回	4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること	
			○	※年4回	5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること	
			○	※年4回	6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること	
			○	※年4回	7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること	
			○	※年4回	8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること	
無機物			○	※年4回	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること	
消毒剤・消毒副生成物		○		年4回	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること	
健康に関する項目	無機物		○	※年4回	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること	
			○	※年4回	12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること	
			○	※年4回	13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること	
			○	※年4回	14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること	
			○	※年4回	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること	
	有機物			○	※年4回	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること
				○	※年4回	17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること
				○	※年4回	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること
				○	※年4回	19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること
				○	※年4回	20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること
	消毒剤・消毒副生成物		○		年4回	21 塩素酸	0.6mg/l以下であること
			○		年4回	22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること
			○		年4回	23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること
			○		年4回	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること
			○		年4回	25 ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること
		○		年4回	26 臭素酸	0.01mg/l以下であること	
		○		年4回	27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること	
		○		年4回	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること	
		○		年4回	29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること	
		○		年4回	30 プロモホルム	0.09mg/l以下であること	
性状に関する項目	金属類		○	※年4回	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること	
			○	※年4回	32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること	
			○	※年4回	33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること	
			○	※年4回	34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること	
	無機物		○	※年4回	35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること	
			○	※年4回	36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること	
	金属類		○	※年4回	37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること	
	その他		○	月1回	38 塩化物イオン	200mg/l以下であること	
	無機物		○	※年4回	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること	
			○	※年4回	40 蒸発残留物	500mg/l以下であること	
			○	※年4回	41 陰イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること	
					42 ジェオスミン	0.0001mg/l以下であること	
					43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下であること	
			○	※年4回	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること	
			○	※年4回	45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること	
有機物		○	月1回	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること		
		○	月1回	47 PH値	5.8以上8.6以下であること		
		○	月1回	48 味	異常でないこと		
		○	月1回	49 臭気	異常でないこと		
		○	月1回	50 色度	5度以下であること		
		○	月1回	51 濁度	2度以下であること		

○毎日検査項目

毎日検査項目	毎日	毎日	毎日	基準値
	1	色		異常でないこと
	2	濁り		異常でないこと
	3	残留塩素(消毒の残留効果)		0.1mg/l以上であること

- ※ ①過去3年間における検査結果がいずれも基準の1/5以下の場合であって、原水等の変動による汚染のおそれのないときは年1回以上に検査頻度を下げることができる。  
 ②過去3年間における検査結果がいずれも基準の1/10以下の場合であって、原水等の変動による汚染のおそれのないときは3年1回以上に検査頻度を下げることができる。

新水質基準項目(平成27年4月1日施行)

これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上測定  
 原水水質検査項目

別表7

令和3年度定期水質検査計画表

検査区分	毎月検査		省略不可項目				指定項目				全項目			
	採水場所	取水場	桜ヶ丘浄水場系統管末給水栓											取水場
			桜ヶ丘浄水場系統管末給水栓(低地区)		平畑一		平畑二		平畑三		西部			
			原水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	
水の種類	実施時期	※1 毎月	※2 毎月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	10月		
1	一般細菌	◎	◎	○	○	○	○						●	
2	大腸菌	◎	◎	○	○	○	○						●	
3	カドミウム及びその化合物												●	
4	水銀及びその化合物												●	
5	セレン及びその化合物												●	
6	鉛及びその化合物												●	
7	ヒ素及びその化合物												●	
8	六価クロム化合物												●	
9	亜硝酸態窒素												●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○	○	○						●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素												●	
12	フッ素及びその化合物												●	
13	ホウ素及びその化合物												●	
14	四塩化炭素												●	
15	1,4-ジオキサン												●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレントランス-1,2-ジクロロエチレン												●	
17	ジクロロメタン												●	
18	テトラクロロエチレン												●	
19	トリクロロエチレン												●	
20	ベンゼン												●	
21	塩素酸			○	○	○	○							
22	クロロ酢酸			○	○	○	○							
23	クロロホルム			○	○	○	○							
24	ジクロロ酢酸			○	○	○	○							
25	ジブロモクロロメタン			○	○	○	○							
26	臭素酸			○	○	○	○							
27	総トリハロメタン			○	○	○	○							
28	トリクロロ酢酸			○	○	○	○							
29	ブロモジクロロメタン			○	○	○	○							
30	ブロモホルム			○	○	○	○							
31	ホルムアルデヒド			○	○	○	○							
32	亜鉛及びその化合物												●	
33	アルミニウム及びその化合物							○	○	○	○		●	
34	鉄及びその化合物												●	
35	銅及びその化合物												●	
36	ナトリウム及びその化合物												●	
37	マンガン及びその化合物												●	
38	塩化物イオン	◎	◎	○	○	○	○						●	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)											●	●	
40	蒸発残留物											●	●	
41	陰イオン界面活性剤												●	
42	ジェオスミン					▲	▲	▲	▲				●	
43	2-メチルイソボルネオール					#1△	#1△	#1△	#1△				#1△	
44	非イオン界面活性剤												●	
45	フェノール類												●	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	◎	◎	○	○	○	○						●	
47	PH値	◎	◎	○	○	○	○						●	
48	味	◎	◎	○	○	○	○						●	
49	臭気	◎	◎	○	○	○	○						●	
50	色度	◎	◎	○	○	○	○						●	
51	濁度	◎	◎	○	○	○	○						●	

検査回数： ○：年4回 ●：年1回 ◎：月1回 ▲藻類発生時期に月1回以上 △毎週 □3年に1回

#1 カビ臭対策としてカビ臭発生時期に週1回検査実施

※1 全項目検査実施月を除く毎月

※2 省略不可項目実施月を除く毎月